

児童手当現況届は6月中に提出を

児童手当は保護者からの申請に基づき支給されます。また、手当を受けている方は現況届の提出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

○児童手当の支給対象

中学校3年生までの児童（15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方

○手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月分から支給されます。支給月は毎年2月・6月・10月の3回で、それぞれの前月分までを支給します。

○現況届に必要なもの

- ・現況届（受給中の方には郵送されます）
- ・被保険者証の写し（請求者が被用者「会社員など」の場合）
- ・所得証明書（平成30年1月1日に横芝光町に住所がなかった方）

○申請

出生、転入等により新たに手当を受ける対象となった方は、請求手続きをしてください。

○児童手当支給額（月額）

支給対象児童		支給額 (1人当たり)
0歳～3歳未満	出生順位にかかわらず	15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	出生順位にかかわらず	10,000円

※受給者の前年所得が一定額以上の場合、児童の年齢等に関わらず、支給額は児童一人当たり月額5,000円の特例給付となります。

☎ **提問健康こども課こども班**
(82) 3400

農業振興地域整備計画の変更（農振除外）に関するお知らせ

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の農地を、農用地以外の用途にする場合には、転用手続きの前に農用地区域から除外する手続きが必要です。

農業振興地域整備計画の変更には、いくつかの条件を全て満たす必要がありますので、具体的な計画がある方は、事前に下記へご相談ください。

受付期間 6月1日(金)～6月15日(金)

※土・日曜日を除く。

☎ **産業振興課振興班** ☎84-1215

第13回町消防ポンプ操法大会

とき 5月20日(日)

〈開会式〉午前8時～

〈競技開始〉午前8時30分～

※雨天決行・荒天順延

ところ 東陽小学校グラウンド

☎ **環境防災課防災班**

☎84-1216



防災行政無線による 全国一斉情報伝達訓練

地震や津波、武力攻撃などの災害が発生したときに、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線でみなさんへ確実に伝達するため、全国一斉の情報伝達訓練を実施します。

とき ①5月16日(水) ②8月29日(水)

③11月21日(水) ④2月20日(水)

午前11時

※今年度の訓練は4回実施されます。

放送内容 「これはテストです」×3回+「こちらは

防災よこしばひかりです」+チャイム

☎ **環境防災課防災班** ☎(84)1216